

令和5年第9回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和5年9月28日(木)	13時30分 開会 14時00分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
以 下 余 白		

4. 委員の出席状況（出席委員）			
		3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 安藤 弘司 2 佐藤 輝美 13 井上 豊			
18 追永 直哉 21 羽田 雄一			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸 主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第9回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、6番 澤口委員及び7番 和田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和5年8月31日に開催されました令和5年第8回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>9月13日(水)、議会議場において第3回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和5年第9回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに 東、●●●●●さんです。土地の所在ですが、福島●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外</p>

事務局	<p>であり、面積は5,330㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松下委員、北谷委員、三澤委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きますしてその2、証明願出人、所有者ともに 計呂地、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●外計5筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は15,674㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は追永委員、井上委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。
	日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の5ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において6件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の6ページをご覧下さい。番号1番、利用権の設定をした者、東、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、錦町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は65,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、</p>

事務局

利用権の期限は平成31年3月28日から令和6年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月25日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、信部内、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、信部内、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は59,442㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年2月27日から令和10年2月26日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月25日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、信部内、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、信部内、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は64,429㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年2月27日から令和10年2月26日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月25日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は19,760㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は17,882㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年11月29日から令和6年12月31日までの10年間として利用

事務局	<p>集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月1日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号6番、利用権の設定をした者、北見市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年9月5日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第2号の議案についての質疑を行います。先に●●ページ●番、●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の●●ページ●番、●番について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号の●●ページ●番、●番は、原案の通り可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これから、議案第2号の残りの議案について、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の残りの議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。
事務局	<p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書 7 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において、1 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明いたしますので議案書の 8 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番。譲渡人が東、●●●●さん。譲受人が錦町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●番●の内外計 4 筆で合計面積は 7, 4 5 5 m²です。転用目的及び転用理由は砂利採取のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 9, 7 7 5 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

議 長	か。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
事務局	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が9件、賃借権が1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、旭川市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は44,477㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,841,000円でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、東、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は68,302㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,537,000円でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、信部内、●●●●</p>

事務局

さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計11筆で
合計面積は125,767㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価
の支払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,
061,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●
さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計45筆で
合計面積は356,070㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価
の支払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、18,
449,000円でございます。

(別冊資料7・8ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号5番、所有権の
移転をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、所有権の移転を受け
る者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地
の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は19,760㎡
であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買で
あり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。所有権移転の時期でござ
い
ますが、令和5年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、
令和5年11月10日となっており、土地の引渡し時期は対価の
支払日で、売買価格につきましては、4,347,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●
●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござ
い
ます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計
5筆で合計面積は17,882㎡であり、利用権設定等の種類は所有
権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でござ
い
ます。所有権移転の時期でござ
い
ますが、令和5年9月28日で、
対価の支払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,
755,000円でございます。

事務局

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、北見市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆
で合計面積は16,500㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価
の支払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,
210,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号8番、所有権の
移転をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者
は、札幌市、●●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計9筆で合計面積は59,563㎡であり、利
用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用
目的は何れも普通畑でござい
ます。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和
5年11月10日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日
で、売買価格につきましては、8,338,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●●さ
んで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございま
す。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計7筆で合計面
積は10,010㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す
る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。所有権移転の時期でございますが、令和5年9月28日で、対価の支
払い時期につきましては、令和5年11月10日となっており、土地
の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,40
1,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。賃借権でございま
す。番号1番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、
利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●●さんでござい
ます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計5筆で合計面積は
41,985.26㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立
する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。利用権の期限でございますが、本日、令和5年9月28日から令

事務局	<p>和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は174,000円でございます。</p> <p>(別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第4号の質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第4号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>

議 長

本総会に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和5年第9回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員